

カナリヤ通信



第11号

「カナリヤ通信」では、さまざまな考え方をもちた女性が、社会の中で遅く、それでいて女性らしく声を出して、人生を楽しみながら働く姿を表現していきます。

～働き方について考え、気づく～

妊娠・出産に関わる制度

今回は10月12日です。テーマは「キャリアアップ」です。

働く上で妊娠・出産は大きなライフイベントとなります。産休・育休を経て職場復帰し働き続ける人、産休に入ると同時に退職する人、さらに、保育園など子どもの預け先が決まらず辞めざるをえない人など、さまざまなケースがあります。法律や就業規則が整備され、働き続けるという選択肢を選ぶ人にとっては、ここ数年で環境が格段によくなっています。そこで、労働者の妊娠にかかわる法律や不利益な取り扱いなどについて、弁護士雪竹奈緒先生にお聞きしました。



権利取得が容易に マタハラ防止も義務化

■不利益取り扱いについて

これら3つの法律では、女性が妊娠・出産した場合や会社にこれまで説明したような権利を請求した場合、それを理由にして不利益な取り扱いをしてはならないとしています。例えば降格、減給、解雇、契約打ち切り、不当な配置転換などがこれに当たります。また、産休や育休から職場に復帰する際は、休み前の業務への復帰が原則となります。さらに、育休や時短を取得したからといってそれを理由に評価を下げるなどは決してあってはいけません。

なお、これまで説明したさまざまな制度は、労働者が請求することにより初めて会社に対応しなければならぬものと、労働者の意思にかかわらず禁止されているものがあります。前者の場合、労働者が請求してもいないのに会社が勝手に措置を取る(たとえば、本人が請求してないのに会社に一方的に勤務時間を短縮させる)ことは、「不利益取り扱い」に当たることがありますので注意してください。

■女性を取り巻く環境

法律や会社の積極的な整備などによって、妊娠・出産、育児に関連した権利を取得しやすくなりました。しかし、マタニティーハラスメント(マタハラ)やパワーハラスメント(パワハラ)の嫌がらせなどが散見され労働紛争にもなっています。産休・育休を取得すると周りの人たちにしわ寄せがいくため同僚の不満がたまり、マタハラにつながるケースもあります。そういったことから、新しく、会社が「マタハラを防止する」措置をとる義務が新設され、社内の環境を整備するなど特段の配慮をする必要があります。

また、働く女性が多くなったことで高齢になってから子どもを持ちたいと願う人が増えることで、妊娠できず不妊治療に悩む人も増えています。不妊治療は治療法によって月に何度も病院に行かなくてはならないため、仕事と治療を両立できるような法整備をすることが男女雇用機会均等法改正の際の附帯決議事項となっており、今後の検討が待たれます。



弁護士 雪竹 奈緒氏
旬報弁護士事務所

ゆきたけ・なお (第二東京弁護士会)
専門的知識を、一般の方が分かりやすく説明し、ともにトラブルを解決していくことが法律家の役割だと思っています。
「こんなことを聞いていいのかな」などと思わず、何でもお気軽にご相談下さい。
電話03-3580-5311

■妊娠・出産に関する法律

妊娠・出産する労働者を保護する法律には①労働基準法②男女雇用機会均等法③育児介護休業法の3つがあります。①と②は主に女性を守る法律で③は育児する男女ともにかかわる法律となっています。(育児介護休業法については今回は略)

■妊婦の軽易作業への変更、残業・深夜労働制限

まず、妊娠が判明した後、会社に申し出れば担当業務を軽易作業に変更するよう請求することができます。また、妊産婦(妊娠中から産後1年まで)は会社に申し出れば残業や変形労働、深夜労働を拒否することもできます。

■妊婦の危険有害業務等の禁止

妊産婦に重い物を持たせる業務や有害ガスが出る場所で作業をさせること(危険有害業務)や、妊婦(および本人が申し出た場合には産後1年までの女性)に坑内業務をさせることは法律によって禁止されています。建設関係で言うと、現場での作業、特に重量物を持ち上げる作業、高所作業やトンネル内での掘削作業などはこれに該当します。

■産前産後休暇

産前6週(多胎児の場合14週)から産後8週まで休暇を取れる制度です。産前については妊婦から請求があった場合、休暇を取得することが可能です(産前産後休業)。

産後については、産後6週間はいかなる理由があっても働かせないといけません。6-8週までについては本人の申し出がある場合に医師が可能と判断した業務のみ復職が可能となります。産前産後休暇は原則無給ですが、健康保険から出産手当金が支給されます。

■母性健康管理措置

会社は妊婦健診を受けさせるために必要な時間を確保する義務があります。また健診の結果、医師が母性健康管理指導事項連絡カード等によって母子の健康を守るための指導をした場合、事業主はその指示に従って必要な措置を講じなくてはなりません。例えば立ち作業の制限、勤務時間短縮、休業などが挙げられます。この場合の休業については、会社の就業規則によりますが、原則無給となります。

【労働基準法】

産前6週(多胎児の場合14週)から産後8週まで休暇を取れる制度です。産前については妊婦から請求があった場合、休暇を取得することが可能です(産前産後休業)。

【男女雇用機会均等法】

会社は妊婦健診を受けさせるために必要な時間を確保する義務があります。また健診の結果、医師が母性健康管理指導事項連絡カード等によって母子の健康を守るための指導をした場合、事業主はその指示に従って必要な措置を講じなくてはなりません。例えば立ち作業の制限、勤務時間短縮、休業などが挙げられます。この場合の休業については、会社の就業規則によりますが、原則無給となります。

	妊娠初期			妊娠中期			妊娠末期			
	妊娠1カ月 (0~3週)	妊娠2カ月 (4~7週)	妊娠3カ月 (8~11週)	妊娠4カ月 (12~15週)	妊娠5カ月 (16~19週)	妊娠6カ月 (20~23週)	妊娠7カ月 (24~27週)	妊娠8カ月 (28~31週)	妊娠9カ月 (32~35週)	妊娠10カ月 (36~39週)
体型の変化	妊娠スタート									
体調の変化	妊娠に気づく頃。つわりの症状も始まる	つわりの症状が最もひどくなる	つわりが徐々に治まる。食欲が増進	妊娠期間の中で最も落ち着いた時期	胎動が活発になる。足がむくんだり、つわりやすくなる	お腹の重みや関節のゆるみで腰痛を引き起こすことも	お腹の張りを感じる。足元がみえにくくなる	動悸や息切れ、胃のもたれなどの症状が出やすい	子宮が下がるため胃や肺への圧迫が軽減	
トラブル	異所性妊娠	胎状奇胎	切迫流産	流産	切迫早産	早産	前置胎盤	切迫早産	早産	常位胎盤早期剥離
定期健診	1-2週間に1回			4週間に1回			2週間に1回			1週間に1回
気をつけること	ストレス・過労を避ける		適度な運動	バランス良く食べる	重いものを持たない		長時間同じ姿勢をとらない			
労働基準法	【禁止されていること】 危険有害業務(妊娠中~産後1年)・重いものを持たせる・高所、トンネル内での掘削作業など 【本人の申し出によるもの】 軽易業務・残業なし・変形労働なし・深夜勤務なし 【産休】 産前6週(自己申告)、産後8週(多胎児の場合は産前14週で産休)									
男女雇用機会均等法	妊婦健診を受けるための時間を確保・母子の健康を守るため医師の指導があれば従う									

監修：竹田省医師(順天堂大学医学部産婦人科学講座主任教授)、雪竹奈緒弁護士(旬報弁護士事務所)

まかないおすすめNo.1 絶妙レシピのハンドクリーム

ディーフィット

これからの季節、手が荒れて大変!という人も多くいます。乾燥や寒さで「あかざれ」ができて水仕事をやるのが辛い!なんて声をよく聞きます。そこで今回のおすすめは、「絶妙レシピ」のハンドクリーム(乳香の香り)。柿渋、鶏卵の薄皮、大豆など天然成分由来の肌に優しいクリームで、つけるとしっとりすべすべに。食品主成分に含まれる保湿成分が肌の表面にベールをつくり、うるおいを保ちます。バタつかずすぐにサラッとするの

に、優しいうるおいが持続する「絶妙」の配合で、お料理や手仕事の直前や途中など、どんな場面でも使えるかきこいクリームです。乳香(フランキンセンス)は肌をやわらかくして乾燥を防ぐと言われるやさしい香りで嗅覚からもアプローチします。内容量は50g、価格は1,500円(税抜)。まかないおすすめ人気No.1というもうなすける優れもの。石油系界面活性剤や合成防腐剤、香料を使わないので安全で環境にもやさしいクリームです。詳しくは、HP(http://e-makanai.com/goods/shohin_id/725677/)。

「絶妙レシピのハンドクリーム」を抽選で3名にプレゼント
住所、氏名、電話番号を明記の上、編集部にてファクスから応募下さい。締め切りは9月26日(月)です。

まかないおすすめ(株式会社ディーフィット)「まかないおすすめ」は、創業百余年の金沢の老舗金箔屋から生まれた和コスメブランド。100年にわたり試行錯誤を繰り返されてきた美肌のための知恵が詰まったコスメは、肌にやさしくダメージに強い、天然成分による確かなコスメです。



重要なのはコミュニケーション能力



京都大学教授 河合 江理子先生

自分から発信しないと相手に理解してもらえない。コミュニケーション能力の必要性はチームメンバーの動機付け、交渉、プレゼン、あらゆる場面で感じたし、日本人である自分の弱点とも感じた。民間企業、国際機関でも仕事をしてきたが、どこ職場でも円滑な人間関係を構築することが重要と感じた。メッセージ「いつもチャレンジ精神をもって、ポジティブに物事を考え積極的に行動をすること」たとえば失敗しても人生勉強をさせてもらったと見え、挑戦を続けること。難しい状況でもいい仕事をするためには、いいメンターを見つけてほしい。



編集部放談

A 今回の法律は、働く妊婦さんに寄り添った内容になっているね。私が産休をとったのは14年前だけれど、その時よりも格段に良くなっていると思う B 私も2年前に出産したけれど、先輩たちが言うような苦労はなかった A 私たちの時代は、産休・育休取得第1号世代だから、会社も同僚もどう対応したらいいのかわからなかったと思うんだよね C このごろマタハラ(マタニティーハ

ラスメント)で悩んでいる人の話をよく聞くと D 僕の未来の奥さんが、妊娠中にマタハラを受けたら夫はどうすればいいんだろう B まず、奥さんの悩みに寄り添ってあげて、必要であれば弁護士さんに相談してみよう D 昔と比べて制度も法律も整備はされてきているけれど、待機児童など職場復帰をばいばい問題もたくさんあるので、今後も取り上げていこうね

お問い合わせ
株式会社日刊建設通信新聞社 カナリヤ通信編集部
TEL03-3259-8711 FAX03-3259-8730
ご意見・ご感想、プレゼントの応募は
canaria@kensetsunews.comまでお寄せください。
「カナリヤ通信」は、日刊建設通信新聞社の登録商標です。



webで公開中